

4月1日 由利本荘市土地改良区誕生



- 合併した土地改良区 本荘東由利、由利本荘市滝沢堰、鳥海町上川内堰、大内、西目
- 関係面積 3,325ha
- 組合員数 2,278人
- 理事長 正木 正一（元大内土地改良区理事長）
- 副理事長 三浦 昭夫（元西目土地改良区理事長）
- 事務局長 渡辺 政彦（元由利本荘市滝沢堰土地改良区）
- 新事務所 〒015-0854 由利本荘市上大野16(市民交流学習センター内)
電話 0184-74-6222 FAX0184-74-6227

：：：：：事務局長から一言：：：：：

小さな土地改良区出身の私ではありますが、時には泣き、時には笑いながら、一生懸命この新しい土地改良区のため頑張る所存です。今後ともご指導ご鞭撻の程をよろしくお願いいたします。



設立認可証を受け取る正木会長

—— 水土里ネット秋田 新任職員の紹介 ——

4月1日付の人事異動で、本会に新たに4名が新規採用となりましたので紹介します。

【 1. 所属・役職 2. 前職(出身校) 3. 主な資格 4. 抱負(自己PR) 】



加藤 和洋

1. 総務企画部事業調整センター 主任
2. 総務企画部 専門員
3. 土地改良換地士
4. 昨年6月に20年以上住んでおりました京都から、実家の秋田に戻って参りました。皆様からのご指導、何卒よろしくお願いいたします。



小野 綾子

1. 管理情報部技術・調整班 主任
2. 管理情報部 技師補
3. 初級アドミニストレータ、基本情報利用者、CAD利用技術者1級
4. これまでの経験を活かし、会員サービスの向上を目指しますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



佐々木 徹

1. 農地整備部 専門員
2. 秋田県仙北地域振興局農林部次長
3. 技術士(農業土木、農村環境)
4. 日々の仕事の中で、「公益と経営」を体感していきたいと思ひます。



八鍬 愛

1. 総務企画部 主事補
2. 総務企画部 事務補助
3. 情報処理 等
4. これまで本会で培った経験を活かし、また新たな気持ちで精進して参りますので、宜しく願い致します。

平成27年度事務局機構図及び職員配置

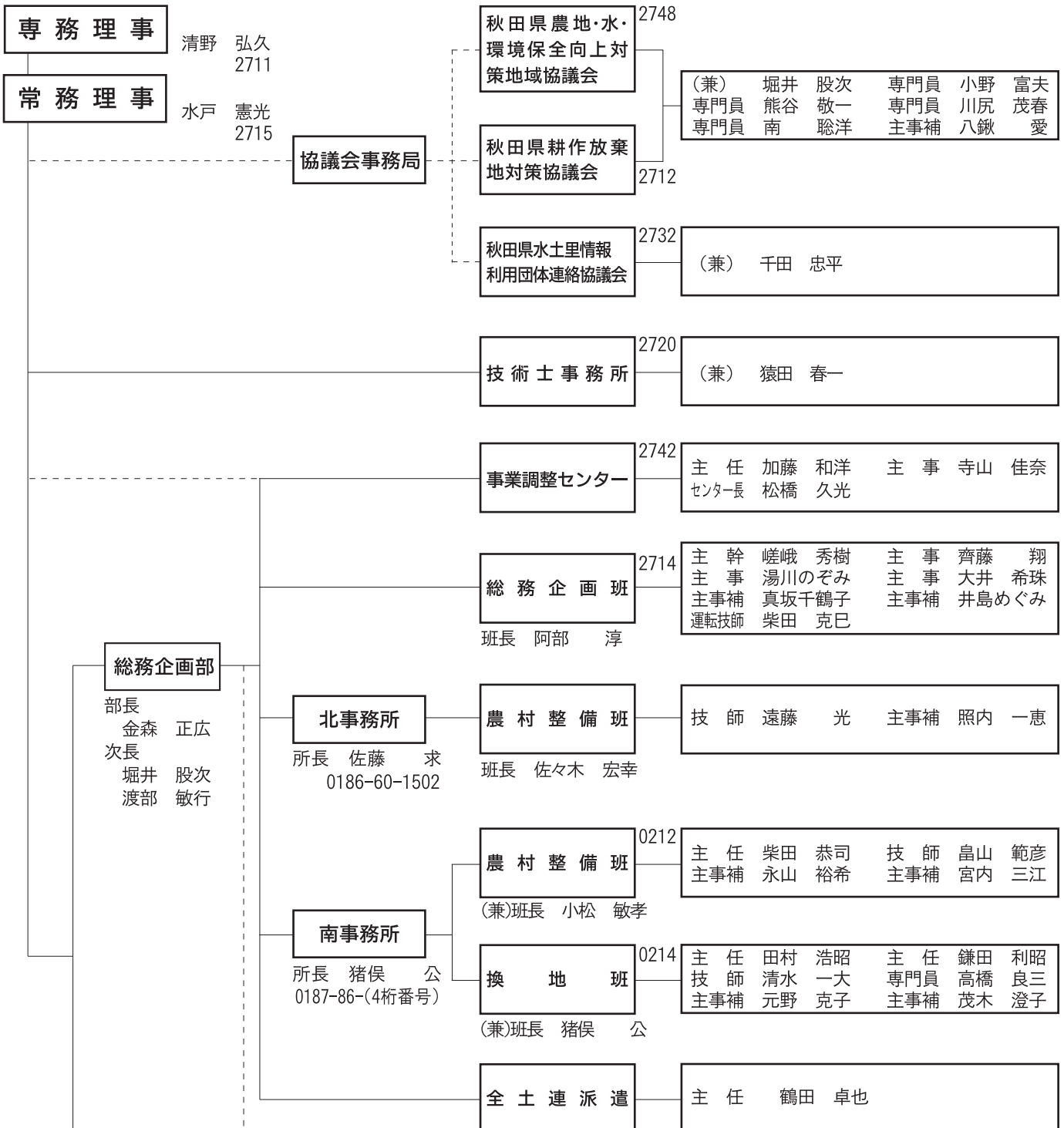
(平成27年4月1日付発令)

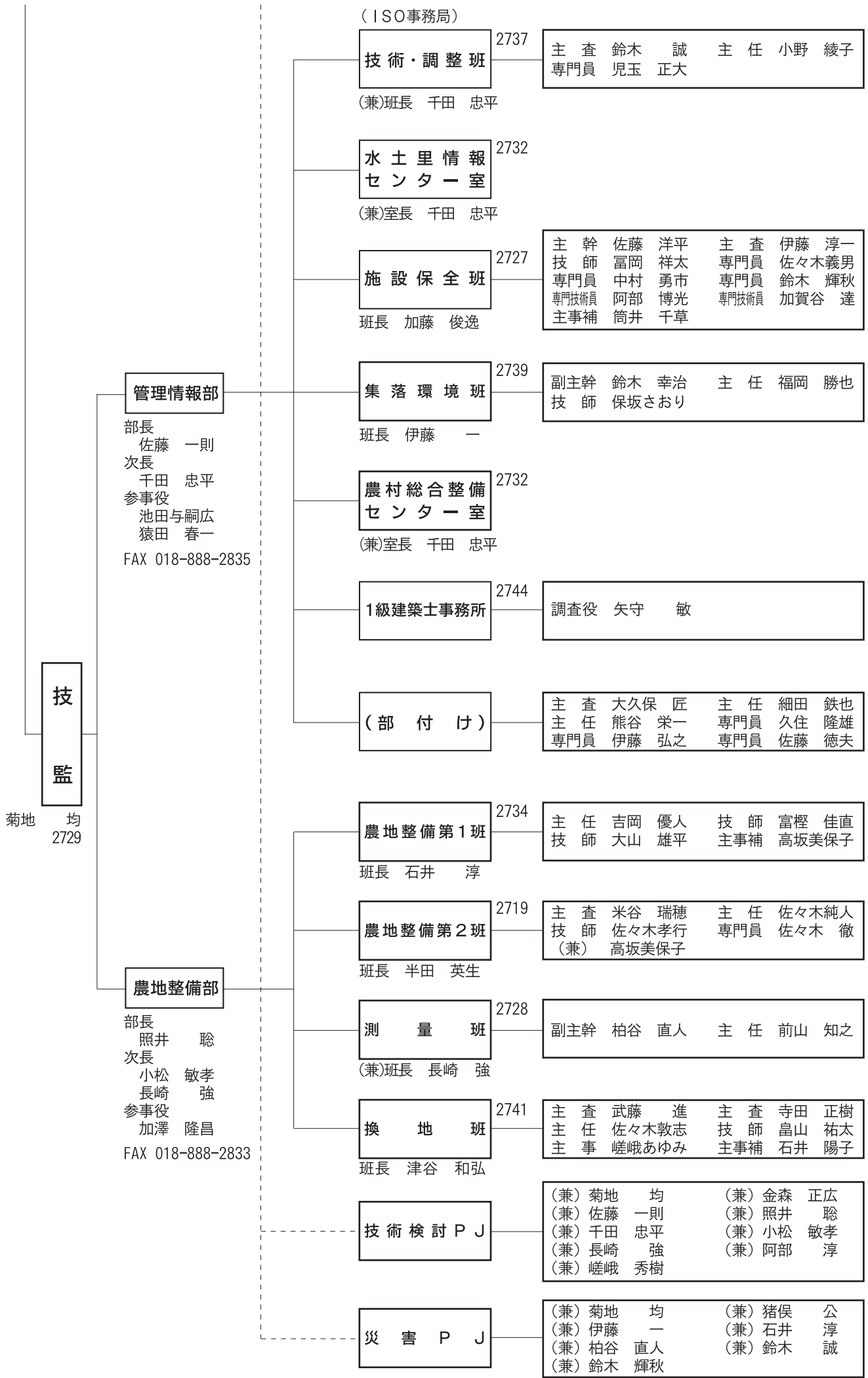
水土里ネット秋田では、平成27年度の人事異動を4月1日付で発令した。事務局体制は3部11班2センター室とし、2事務所（北・南）は総務企画部の管轄になっている。新体制として、業務の拡充に適應するため、農地整備班を2班体制とした。

平成27年度の事務局体制（機構図及び職員配置図）は、次のとおり。

平成27年度 秋田県土地改良事業団体連合会事務局体制

電話 018-888-(4桁番号) FAX 018-888-2834(代表)





前号で、お亡くなりになった組合員の方の法定相続人と相続分についてご説明させていただきました。

では、例えば、自作されていた組合員さんの法定相続人が、奥さん、息子さん、及び他家に嫁がれた娘さん、と3人いらっしゃった場合、皆さんの土地改良区では、誰を組合員として賦課徴収していますか？

息子さんが組合員さんと同居していた場合には、息子さんが家を継ぐことを前提に、息子さんに賦課徴収していることが多いのではないのでしょうか。では、息子さんが実家を離れ、遠方で独立の生計を営んでいる場合は？誰が組合員になるのか、法的に考えてみましょう。

1. 組合員資格と三条資格

土地改良区の組合員の資格は土地改良法第11条で規定されており、その土地改良区の地区内にある土地について同法第3条に規定する資格を有する者(三条資格者)になるとされています。※注1

それでは、組合員さんの農地を相続された相続人さんらのうち、三条資格者に当たる方は誰でしょう。

三条資格者は、農業経営のために農地を借り受けている方がいるかどうかで違いが生じます。借受人さんがいない場合は、所有者さん自らが資格を有します(土地改良法第3条第1項第1号)。他方、いる場合には、原則として、借受人さんが資格を有します(土地改良法第3条第1項第2号)。※注2

冒頭の例では、自作の組合員さんの相続でしたので、基本的には相続により農地を所有する方が組合員となるはずですよ。では、相続により農地の所有はどのように決まってくるのでしょうか。

2. 相続の承認・放棄

相続人は、原則として、相続の開始があったこと(＝組合員さんがお亡くなりになったこと)を知った時から3ヶ月以内に、相続を承認するのかどうか決めることとなります(第915条第1項)。

相続を承認する場合には、特段手続きは必要ありません。相続放棄などの手続きをとらず上記の期間を経過すると相続を承認したものとみなされます(民法第921条第2号)。

他方、相続放棄をする場合には、家庭裁判所に対して申述手続きをとる必要があります(民法第938条)。申述手続きは、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で行ないます(家事事件手続法第201条第1項、民法第883条)。

相続人が相続放棄したかどうか確認する方法としては、相続人さん本人に聞いてみるのが一番手っ取り早い方法ですが、管轄の家庭裁判所に照会する方法も可能です。ただ、照会の仕方は、各家庭裁判所の運用に委ねられていますので、予め確認する必要があります。照会を考えておられるようでしたら、総務企画部事業調整センター加藤宛にご連絡いただきましたら、ご相談に対応させていただきます。

なお、当会が以前発行した「すぐ使える様式集(滞納処分編)」には、照会ではなく、証明申請のための書式(様式I-12)が記載されています。この申請にあたっては、証明1件あたり150円の収入印紙の貼付が必要になりますので、ご注意ください。

注1) 土地改良区の地区内にある土地の三条資格者であれば、その方が土地改良区の組合員になりたくない場合であっても、組合員となります。

注2) 農業経営のために農地を借り受けている方がいる場合であっても、所有者さんが一定の手続きを踏めば、借受人さんではなく所有者さんが三条資格者になります。その手続は、所有者さんが農業委員会に土地改良事業参加の申出を行い、その申出が相当であって、農業委員会が申出を承認する、というものです(土地改良法第3条第1項第2号)。

この手続きを踏んで所有者さんが三条資格者となる例として、農地を所有する組合員さん方が出資あつて農業法人を設立し、法人が所有者さん方から農地を借りて耕作している場合があげられます。原則としては、法人が三条資格者となりますが、手続きを踏むことにより、以前と同様に、所有者さん方が三条資格者となります。

(次回は、相続と組合員資格との関係についての基礎知識②を掲載いたします)